

広島市開発登録簿調書

登録番号

12

当 初 許 可	開 発 許 可	番 号	広島市指令佐維第 18 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容	
		年 月 日	平成 4 年 5 月 26 日				第 29 号 H4.6.25	変更許可 (内容) ・工事施工者の変更 (新) 広島市安佐南区東野三丁目 6-19 (有) 黄幡組 代表取締役 黄幡 康之	
	開 発 許 可 を 受 け た 者	住 所	広島市南区向洋本町 26 番 3 号						
		氏 名	(株) 竹内商会 竹内 常夫						
	工 事 施 行 者	住 所	広島市安佐南区川内五丁目 21 番 22 号						
		氏 名	孝典工業 (株) 代表者 小西 富士夫						
	許可に基づく地位の承継	承継または受 理	番 号						
			年 月 日	平成 年 月 日					
		承継した者	住 所						
			氏 名						
	開 発 行 為 の 概 要	工事施行者	住 所						
			氏 名						
		承 継 の 原 因 等							
		開発区域に含まれる地域の名称および地番	広島市安佐北区可部六丁目 1728-7, 1728-4 の一部, 1728-5, 1728-8, 1729, 1732-1, 1732-2, 1732-3, 1732-4, 1732-5, 1733-5, 1733-3, 1742, 1743, 1754-1 の一部, 1728-9, 1746-2, 1747-2 の一部, 1782-2						
		開 発 面 積	2385.71 m ²						
予 定 建 築 物 の 用 途	予 定 建 築 物 の 用 途	分 譲 住 宅							
	宅 地 区 画 お よ び 戸 数	10 戸							
	区域および地域等	区 域	(市街化区域)・市街化調整区域						
		地 域							
法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容	法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容	・建ぺい率 ・容 積 率 (別紙土地利用計画図のとおり)							
	予 定 工 期	着 手	平成 許可の時から 7 月以内 日						
工 事 完 了	完 了	完 了	平成 許可の時から 150 日以内 日						
	検 査 公 告	検 査 公 告	平成 4 年 12 月 28 日						
		公 告	平成 4 年 12 月 28 日						
					備 考	検査済証：広佐維第 203 号 (H4.12.28) 完了公告：広島市告示第 120 号 (H4.12.28)			